

□介護保険に基づく要介護度毎の料金

①介護サービス利用料金（厚生労働大臣が改正する場合があります）（令和8年4月1日施行）

認定区分（要介護）		特 例		要介護 3	要介護 4	要介護 5
		要介護 1	要介護 2			
個室（従来型） 多床室（相部屋）	月額	17,670円	19,770円	21,960円	24,060円	26,130円
	日額	589円	659円	732円	802円	871円

※ 上記の表は介護費用1割負担、月30日で月額を表しています。

※ 入所は原則として要介護3以上の方が対象です。

※ 上記以外に、日常生活継続支援加算 日額36円、看護体制加算（Ⅰ）日額4円、個別機能訓練加算（Ⅰ）日額12円・（Ⅱ）月20円を加算させていただきます。

※ その他の料金

◆1 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）月額40円 ◆2 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）月額10円

◆3 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）⇒ 介護報酬×加算率（14.0%）の1割負担

□高額介護サービス費

月々の利用者負担額（食費・居住費は除く）が下記の負担上限額を超えた場合には、その超えた額が給付されます。

（令和3年8

月1日現在）

設定区分	対象者	負担の上限額（月額）
第1段階	①生活保護受給者	①15,000円（個人）
	②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	②15,000円（世帯）
	③市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	③24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第2段階	市町村民税世帯非課税のうち公的年金収入金額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	24,600円（世帯）
第4段階	①市区町村民税課税世帯～課税所得380万円（年収約770万円）未満	①44,400円（世帯）
	②課税所得380万円（年収約770万円）～690万円（年収約1,160万円）未満	②93,000円（世帯）
	③課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	③140,100円（世帯）

□介護保険対象外の料金

②食費・居住費負担料金（所得に応じて異なります）

（単位：円／

日）

保 険 料 段 階	食 費	居 住 費	
		従来型個室	多床室
① 第 一 段 階	300円	380円	0円
② 第 二 段 階	390円	480円	430円
③ 第 三 段 階 ①	650円	880円	430円
④ 第 三 段 階 ②	1,360円		
⑤ 第 四 段 階	1,445円	1,231円	915円

③日常生活サービス料金（下記のサービスをご利用の場合ご負担下さい）

日用品費	◇お客様が選定する教養娯楽品・衣類・履き物など	実 費
ホテルコスト	◇家賃相当分（室料＋光熱水費相当）	居住費参照
特別食料金 （税込）	◇お客様のご希望に基づいて特別な食事を提供します	実 費
手続代行費	◇書類等の申請代行	無 料
理美容費 （理美容車の出張サービス）	◇カットブロー（鋏刈り） ----- ◇カットシャンプーブロー ----- ◇カットブロー＋毛染め ----- ◇カットブロー＋パーマ ----- ◇顔剃り ----- ◇シャンプーのみ -----	実 費
金銭管理代行料	◇お預かりした預金通帳などの（入出金支払い）	無 料
クラブ活動費	◇原材料を要するクラブ活動	（手 芸） ----- 100円 （生 け 花） ----- 300円 （喫 茶） ----- 50円

□介護保険制度の一部負担金の減免措置（社会福祉法人による減免）

（対象者）

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用者負担を総合的に勘案し、特に生計が困難な方として市町村が認めた方。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

（減額割合）減額割合は25%（老齢福祉年金受給者は50%、生活保護受給者は全額）を原則とする。

